

○副議長（福島直子君）次に、大野トモイ君。

〔大野トモイ君登壇、拍手〕

○大野トモイ君 港北区選出、大野トモイです。

子供・若者への性加害の根絶についてです。

国の補正予算、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業に連動して行われる本市の児童福祉施設におけるこどもの人権を守るための環境整備事業が本市独自に対象を拡大したことは評価しますが、こどもの人権を守るとの事業名で内容が防犯カメラの設置というのは不釣合いに感じます。事業名を子供を虐待から守る、あるいは性被害防止のためとしたほうが目的が伝わりやすいと考えますがどうか、そして、事業目的の周知方法と併せてお答えください。

関連して、子供の人権、権利を守るとは、子供を何かから守ることにとどまりません。権利の主体である子供たちの意思表明権や自己決定権を守るためには、子供に関する情報は保護者や市民全体に伝えてよしとするのではなく、子供に直接伝えることが必要と考えますがどうか、見解を尋ねます。

先ほど仁田議員から御紹介のあったこども・若者の性被害防止のための緊急パッケージは、加害の防止だけでなく、相談、被害申告をしやすくする強化策を掲げています。これまでの取組、今後の強化策、また、相談を受ける側があらゆる制度、子供、若者が被害者になり得るとの認識を持つことが必要と考えますが、見解を尋ねます。

私はこれまで、児童虐待や不適切保育をなくすための質疑で被害者である子供への支援の視点や具体的な取組が不足していると度々指摘してきました。緊急パッケージは被害者支援の強化策も掲げています。性被害の場合に特に必要となる適切な治療やケア、医療的支援体制の強化策をお示しください。

一旦終わります。（拍手）

○副議長（福島直子君）山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君）大野議員の御質問にお答えいたします。

市第141号議案について御質問をいただきました。

児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業について、事業名を子供を虐待から守るためのあるいは性被害防止のためとするべきとのことですが、国の事業趣旨は、子供のプライバシー保護等の観点も含めた性被害防止を目的としています。性的虐待はもちろん、身体的、心理的などの子供に対する虐待は、被害を受けた子供のその後の一生に大きな影響を与え断じて許されるものではありません。そのため、国の趣旨を踏まえた上で、性的虐待に限らずあらゆる虐待から子供を守ることを事業目的とし、事業名を決定いたしました。

事業目的の周知方法についてですが、性被害防止対策である国の事業の趣旨をはじめ性虐待を含めたあらゆる虐待から子供を守り、より安全安心な環境を整備するという事業目的を事業者の皆様に十分に御理解いただくことが重要です。各施設に個別に通知をするとともに事業者向けの説明会や行政区ごとの施設長会など様々な機会を捉えて周知を徹底してまいります。

子供の人権を守ることについては保護者や市民全体に伝えてよしとするのではなく権利の主体である子供たちに直接伝えることが必要とのことですが、子供の人権が守られるためには、子供自身が子供の人権の大切さを理解し、何かあったときに子供自身がそのことを発信して周囲に助けを求められるようにすることが重要だと考えております。なお、本事業は、施設における環境整備事業として子供や青少年の声を聞き、気持ちに寄り添いながら取り組んでいただくよう事業者に対して働きかけてまいります。

被害の相談及び申告をしやすくするためのこれまでの取組と今後の強化策についてですが、施設への指導監督権限を持つ所管において相談をお受けするほか、SNSを活用した相談受付や外部の専用相談窓口の設置などに取り組んできました。今後も、被害者やその家族がより相談しやすい環境の整備に努めるとともに相談窓口の周知や啓発活動を強化いたします。

相談を受ける側がアンコンシャスバイアスをなくしあらゆる性の子供、若者が被害になり得るとの意識を持つべきとのことですが、性被害は性別を問わず受け得るものであり、性被害に関する誤解や思い込みがないよう対応していくことが重要です。現在、相談を受ける職員には、性的多様性や性被害防止に関する研修、被害確認のための専門研修等を行っています。今後も、職員研修の実施などにより安心して相談ができるよう専門的な人材の育成に努めていきます。

被害者への適切な治療やケア、医療的支援の体制の強化策についてですが、性被害に遭った子供やその保護者が心に大きな傷やトラウマを負ったときには専門家による治療やケアなどの支援が必要です。専門的な相談機関として児童相談所、市内の医療機関などの医師や心理職が連携をして子供や保護者に寄り添い支援を行っております。今後も支援の強化に努めてまいります。

以上、大野議員の御質問に御答弁を申し上げます。

○副議長（福島直子君）大野君。

〔大野トモイ君登壇、拍手〕

○大野トモイ君 御答弁を聞いておまして、不適切な保育や関わりや指導といったものへの対策の域を出ていないと感じます。今日長谷川琢磨議員がおっしゃったように、今、日本版のDBS導入の検討が加速されているほどの現状です。性加害に対してもっと特化をして緊迫感を持って取り組んでいただきたいと思います。

性加害には性加害とそれ以外の不適切な関わり、保育には、後者はかつては保育や教育の一連の活動の中でしつけや懲戒といった意味合いでなされるのが少しは許容されていた側面もありますが、性加害はしつけや懲戒として論じられる余地は皆無であるという絶対的な決定的な違いがあります。子供、若者への性加害を絶対に許容しないという明確なメッセージを強く前面に押し出していきたいと思います。性犯罪、性暴力は一切許容しないとの社会規範の確立に向けての方策、市長の決意をお聞かせください。

そして、先ほどの私の1個目の質問の中で答弁漏れがありますので、指摘をします。ちゃんと教えてください。（拍手）

○副議長（福島直子君）山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君）大野議員の御質問に御答弁を申し上げます。

私のまず考え、決意についてですが、性的虐待はもちろん心理的、身体的、あらゆる子供に対する虐待は、被害を受けた子供のその後の一生に大きな影響、トラウマ、そしてその後の発育に大きな影響を及ぼします。断じて許されるものではありません。性的虐待を含め全ての虐待から子供を守ることを目指します。

続いて、性犯罪、性暴力は一切許容しないとの社会規範の確立に向けた方策と決意についてですが、性犯罪、性暴力は人権を踏みにじる卑劣な行為であります。心と体に長期的な影響を与えてしまうそういった行為であります。国のこども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの趣旨を踏まえまして、性犯罪、性暴力は許さないという強い気持ちを持って改めて対応してまいります。

以上、大野議員の御質問に御答弁を申し上げました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島直子君）何に関する議事進行でしょうか。

〔大野トモイ君「いただきました答弁内容に関してです」と呼ぶ、「聞こえない」「聞こえないから壇上でしゃべらせて」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島直子君）それでは、大野君、壇上にてもう一度発言をお願いします。

〔大野トモイ君登壇、拍手〕

○大野トモイ君 私が先ほどお尋ねをいたしましたのは、子供の人権を守るとは子供を何かから守ることにとどまらず、権利の主体である子供たちの意見表明権や自己決定権を保障するために、子供たちに関する情報は保護者や市民全体に伝えてよしとするのではなく、子供たちに直接伝えることが必要だということをお伺いしました。市長の御答弁は、子供の人権を守ることの必要性を子供に伝えることに対しての御答弁であったと思います。正しくお答えください。（拍手）

○副議長（福島直子君） それでは、答弁を整理中でございますので、しばらくお待ちください。

山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 大野議員の御質問に御答弁を申し上げます。

子供の人権を守ることについて権利の主体である子供たちに直接伝えるべきについてですが、児童福祉施設の入所児童等に対して様々な機会を通じて施設の職員や外部の弁護士等から、子供本人の人権を守ることの大切さや周囲に助けを求めて声を上げることの大切さを直接伝えております。今後も様々な事業を通じまして子供たちに伝えてまいります。

以上、大野議員の御質問に御答弁を申し上げます。